

# 生活の質の向上及び心身負荷の軽減に関する基本法

( 通称 : QOL 基本法 )

文書番号 : QOL-LAW-001

令和5年4月1日 制定

発行 : 生活の質向上推進省 ( QOL 省 )

( 公表用法令・内部限定指定なし )

## 目次

**第一章 総則**

**第二章 基本施策**

**第三章 組織**

**附則**

## 第一章 総則

### (目的)

#### 第一条

この法律は、国民生活における過度な身体的及び精神的負荷の軽減並びに生活の質の向上を図るため、回復機会の確保、余白時間の有効性の検証及び生活環境の整備に関する基本理念を定め、並びに国及び関係機関の責務を明らかにすることにより、持続可能で安定した社会の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

#### 第二条

生活の質の向上に係る施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない

。

- 一 心身の回復が自発的かつ自然に生じる環境を確保すること
- 二 過度な効率性又は生産性の追求のみを価値基準としないこと
- 三 個人の状態に応じた休養及び滞在の機会を妨げないこと
- 四 説明困難な効果又は非定量的成果についても、その有用性を排除しないこと

### (国の責務)

#### 第三条

国は、前条の基本理念にのっとり、生活負荷の軽減に資する環境の調査研究、整備及び保全を行うとともに、必要な体制の整備その他の措置を講ずる責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

#### 第四条

地方公共団体は、国と連携し、地域の実情に応じた回復機会の確保及び滞在環境の整備に努めるものとする。

### (国民の理解及び協力)

#### 第五条

国民は、生活の質の向上が社会全体の安定に資するものであることを理解し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 基本施策

### (調査研究)

#### 第六条

国は、次に掲げる事項について継続的な調査研究を行うものとする。

- 一 滞在により心身の緊張が低減する空間特性
- 二 非活動時間が心理状態に与える影響

### 三 環境要因と主観的安心感との関連

#### 四 その他、生活の質の向上に資する要因

##### ( 環境の整備 )

###### 第七条

国は、前条の成果を踏まえ、休養、滞在及び気分転換のための環境を整備し、必要に応じ当該環境を試行的に設置することができる。

2 当該環境は、特定の利用目的を定めず、自然な利用を妨げない構造とするものとする。

##### ( 観測及び記録 )

###### 第八条

国は、前条の環境において発生する利用状況、心理的变化その他参考となる事象について、必要な範囲で観測及び記録を行うことができる。

2 前項の記録は、安全性及びプライバシーに配慮しつつ、施策改善のために活用するものとする。

##### ( 特例措置 )

###### 第九条

国は、通常の行政手続では対応が困難な事象であって、生活の質の向上に寄与する可能性が認められるものについて、柔軟な運用を行うことができる。

### 第三章 組織

##### ( 専門組織の設置 )

###### 第十条

国は、本法の目的を達成するため、内閣の下に専門的知見を有する組織を置く。

2 当該組織は、調査研究、環境整備、観測記録及びその他必要な業務を総合的に行う。

##### ( 名称 )

###### 第十一条

前条の組織の名称は、生活の質向上推進省 ( Quality of Life Promotion Ministry ) とする。

### 附則

本法は、公布の日から施行する。